

2024年7月3日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

【特殊詐欺被害未然防止への取り組み】

当行キャッシュカードによるATMでのお支払いの一部制限について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 坂爪 敏雄）では、近年増加しているご高齢のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードを騙し取る「キャッシュカード手交型詐欺」や「キャッシュカードすり替え型詐欺」等の特殊詐欺被害拡大を防止する対策として、一部のお客さまにつきまして、下記のとおり、当行キャッシュカードによるATMでのお支払いを一部制限させていただきます。

一部のお客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪から守るための取り組みでございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

75歳以上の**個人のお客さま**（個人事業主のお客さまを除きます）

2. ご利用制限の内容

当行キャッシュカードによるATMでのお支払い限度額を1日あたり**50万円**とさせていただきます。

（注1）当行以外のATMでのお支払いも含まれます。

（注2）支払限度額を50万円より少ない金額に設定されているお客さまは、設定金額が適用となります。

3. 実施日

2024年10月1日（火）より

4. 一部制限解除をご希望のお客さま

対象となるお客さまで、一部制限解除をご希望される場合は、「キャッシュカード」と「運転免許証などご本人であることを確認できる書類」をお持ちのうえ、平日の営業時間内に最寄りの当行本支店窓口までお申し出ください。

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています本件に関する問合せ先
事務部事務管理課
TEL : 022-225-8240